



長野県報

1月15日(木)
平成16年
(2004年)
第1524号

目次

告示

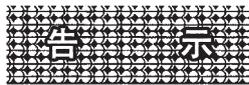
土地収用法に基づく事業の認定(企画課)	1
道路の区域変更(2件)(道路維持課)	2
道路の供用開始(道路維持課)	3

公告

一般競争入札(3件)(管財課)	3
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	5
長野県都市計画公聴会の開催(4件)(都市計画課)	6
都市計画法に基づき開催を予定していた都市計画の変更案に係る公聴会の中止(都市計画課)	13
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築管理課)	13
一般競争入札(高校教育課)	14

正誤

正誤(都市計画課)	15
-----------------	----



長野県告示第12号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年1月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 起業者の名称
塩尻市
- 2 事業の種類
平出遺跡史跡公園整備第3期6区事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
塩尻市大字宗賀字平出地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
平出遺跡史跡公園整備第3期6区事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。
 - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
本件事業の起業者である塩尻市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
 - (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地の存する平出遺跡は、昭和20年代に行われた発掘調査により、縄文時代から平安時代にわたる集落跡であることが判明し、重要な遺跡であると評価され、昭和27年3月に国の史跡に指定されている。

この平出遺跡を保存、活用するため、起業者は、史跡平出遺跡保存管理計画に基づき、平成9年度から平成22年度までにかけて、史跡指定の範囲内で遺構の存在が確実に見込まれる区域を買収の上、発掘調査し、遺構を保存しつつ史跡公園として整備するための事業を進めているところである。このうち、起業者が第3期として史跡公園を整備する場所は、平出遺跡における中核的な場所の一つとして重要視されているが、遺跡指定地内では、農業従事者の高齢化等による営農意欲の減退により荒廃農地が認められる状況となっており、当該農地において造園用緑化木の植栽などを行うことにより遺構破壊のおそれが生じている。

本件事業の施行により、遺構の保護が図られ、貴重な文化遺産を後世に引き継ぐことが可能となるほか、史跡公園として整備することにより、市民の歴史学習の場、憩いの場として活用されることが期待できる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業は、遺構を発掘調査し、埋め戻した後、盛土や植栽を行い史跡公園として整備するもので、自然環境や周辺住民の生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優

越すと認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

平出遺跡は、(3)アで述べたとおり遺構破壊のおそれが生じているため、本格的な発掘調査と保存が急務になっていることから、本件事業は、早急に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

第3期事業計画地は、平出遺跡における中核的な場所の一つであることが確認されている。起業者は、遺構の存在が確実と見込まれる地域から起業地の範囲を決定しているものであり、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

塩尻市役所

企画課

長野県告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年1月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年1月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 406号
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡真田町大字長字菅平1223番の2004地先から		旧	9.0~25.4	0.5114
小県郡真田町大字長字菅平1223番の2929地先まで				
同	上	新	9.0~33.6	0.5114

道路維持課

長野県告示第14号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年1月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年1月15日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 361号
- (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾福島町新開9461番の1地先から		旧	34.8~45.6	0.1185
木曾郡木曾福島町新開9435番の3地先まで				
同	上	新	25.6~45.6	0.1185

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 荻原小川線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡上松町大字荻原小野2317番地先から 木曾郡上松町大字小川字栄町3丁目1890番地先まで	旧	m	km
		4.0~30.0	2.7067
木曾郡上松町大字荻原小野2317番地先から 木曾郡上松町大字小川字小路方5650番の41地先まで	新	1.7~38.0	3.4540
木曾郡上松町大字荻原小野2317番地先から 木曾郡上松町大字小川字栄町3丁目1890番地先まで		4.0~30.0	2.7067

道路維持課

長野県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

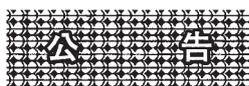
その関係図面は、告示の日から平成16年1月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年1月15日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間
小県郡真田町大字長字菅平1223番の1880地先から
小県郡真田町大字長字菅平1223番の2929地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年1月15日

道路維持課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月15日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等及び数量
一般事務用パソコン及び周辺機器 70式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
 - (3) 納入期限
平成16年3月10日
 - (4) 納入場所
入札説明書のとおり
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数が

- あるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 調達物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7079
- 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）
ア 日時 平成16年1月26日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
 - (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年1月27日 午後1時30分
イ 場所 長野県庁本館入札室
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め